

「アレルギー疾患対策の今後の方向性(案)」に対する声明

2023年2月8日

川崎公害病患者と家族の会
会長 丹 操

川崎市は、本日、「アレルギー疾患対策の今後の方向性(案)」を出し、この中で、「成人ぜん息患者医療費助成条例」及び「小児ぜん息患者医療費支給条例」(以下本条例という)の廃止を打ち出した。

しかし私たちは、本条例の認定患者1万2000人余と今後も新たに発生する年間600人を超える新規患者の受診機会を奪い、生命の危機にも追い込む本条例の廃止を、断固許すわけにはいかない。

この間、福田市長の諮問を受け、川崎市地域医療審議会は、昨年11月24日本条例の廃止を内容とする答申(以下答申という)を提出。これをうけて患者会は再三にわたり川崎市に対し、この件で交渉を持つよう要請したが、川崎市は被害者との交渉を理由も示さず拒否し続けた。そこで患者会はやむなく、市長あてに公開質問状を提出したが、その内容に対しても一切回答しようとしていない。

こうした中で、被害者の声を全く聞かないまま、一方的に本条例の廃止を打ち出す今回の事態は、これまでの川崎市政を顧みても前例のない暴挙で、まずは手続的にみても到底許されるものではない。

一方、内容的にみると、まず川崎市は、大半の患者は近年の治療や薬剤の進歩で症状をコントロールできるとの答申部分を廃止理由に挙げている。しかし「喘息予防・管理ガイドライン」は、喘息治療は、日常的に医師が管理し、症状の増悪や喘息死を回避することが重要であるとし、また厚労省も日常的管理の不十分な状態が、喘息死をきたす発作の原因であるとしている。近年ガイドラインに基づく治療が普及し、喘息死が減少していると言われるのは、受診機会が保障され医師の管理が行き届いた場合のことで、本条例の廃止により受診機会が奪われれば、喘息死に直結する可能性が高まることが懸念されるのである。以上の点を度外視して、妥当性、他の疾患患者支援との公平性の観点から見直しを打ち出すのは、合理性に欠ける。

さらに川崎市は、助成は必要のない高価な薬剤の使用を助長し、薬剤だけに頼る患者のアドヒランス不足を助長するとの答申部分を廃止理由に挙げている。しかしこの根拠について繰り返し質問しても、川崎市からは一切回答はない。東京

経済大学尾崎寛直准教授らの東京都条例に関する調査によれば、医療費助成によって、アドヒランス不足に陥るどころか患者が積極的に治療を受けていることが明らかとなっている。

また川崎市は、他の疾患と同様に高額医療費制度でカバーすることでよいとの答申部分も廃止理由に挙げている。しかし認定患者の大半は高額医療費制度の対象となることはなく、同制度でカバーするというのは廃止理由とはなりえない。

さらに川崎市は、気管支喘息の有病率が全国に比べて高いわけではなく、気管支喘息に特化して助成すべきエビデンスはないとの答申部分も廃止理由に挙げている。しかし答申のあげる環境再生保全機構調査は、20-44歳を対象にしたインターネット調査で、喘息患者の多い中高年を対象にしておらず、根拠とはなりえない。

最後に、本条例のうち「小児ぜん息患者医療費支給条例」は、1972年に当時の大気汚染公害対策の一環としてスタートしたもので、「アレルギー疾患対策」とは無縁の制度であって、今回の「アレルギー疾患対策の今後の方向性(案)」に入る余地もないものである。

なお川崎市は、答申が本制度を取り止めるに当たっては、既存の受給者に対して配慮することが望ましいとしたのをうけて、既存受給者への経過措置を設けるとしている。しかし、単に2年間の継続というのみで、その後は助成を打ち切ることにより受診機会を奪われ、喘息死の危険にさらされることになり変わりはなく、何ら「配慮」にはなっていない。

午前中に開催された健康福祉委員会の審議の中で、川崎市、川崎市地域医療審議会、同保健部会において「成人ぜん息患者医療費助成条例」及び「小児ぜん息患者医療費支給条例」の効果と果たした役割、更に制度が廃止された場合、認定患者への影響については評価していないことが明らかとなった。

以上のとおりいずれの点からみても、本条例の廃止方針は根拠に欠け、不合理極まるものというほかない。

以上のしだいであり、本条例の廃止は断固許されない。